

# 千葉県東部児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
----	-------

## ①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

## ②施設名等

名称：	千葉県東部児童相談所
施設長氏名：	山口 美登里

## ③評価日程

利用者調査：	2023年10月中旬～11月上旬
自己評価：	2023年10月中旬～11月中旬
訪問調査：	2024年1月19日（金）

## ④総評

### 【良い点】

○「子ども自身が置かれた環境や立場を理解し、意向を大人に伝えられることを重視し対応している」  
 ケース数が多い状況にある中で、子どもに対する支援サービスの提供開始、終了についての説明を丁寧に行っている。また、子どもの意向を尊重するだけでなく、子どもの意向を大人に伝えられることや、子ども自身が置かれた立場を理解することを重視しながら進めている。さらに、「生活に変化が見られる場合には説明」することを基盤に置くことで、子どもの権利擁護の観点から児童相談所としての責任を果たすことができるように努めている。

### 【良い点】

○「障害児への支援を担う中で、言語聴覚士等の専門職が関与しながら個別性の高い取り組みを継続的に進めている」  
 障害相談に関する診断は、千葉県西部児童相談所の診断支援班が中心に対応している一方で、千葉県東部児童相談所では、心理支援班の児童心理司が区で実施する1歳半、3歳児検診に出向き、要支援の子どもの心理面接等の対応をしている。また、言語聴覚士は、言葉の発達に課題があったり、発音等の支援が地域で行えない等の子どもに対して、査定を行ったり通所指導で言語訓練等を実施している。西部児童相談所のケースも含めて、50を超えるケースを継続指導している。障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援が充実している。

### 【更なる改善点】

●「職員の働きやすい職場環境作りに向けて、ハード面のさらなる整備を図っていくことが望まれる」  
 ここ数年の間に児童相談所で働く職員数が増加してきており、執務室のレイアウトを工夫したり、同じ建物内で運営されている千葉県西部児童相談所や養護教育センターと面接室等を共有する中で、予約方法を調整しやすくデータ管理する等、取り組んでいる。一方で、執務室が狭隘となっている労働環境や、建物全体の職員数に対してトイレの数が少ない等、ハード面が十分整えられていない状況がうかがえる。今後は職員が働きやすい職場環境作りに向けて、計画的整備を進めていくこと望まれる。

### 【更なる改善点】

●「子どもの安全を最優先して方針決定を決めている一方、新たな施設入所先の開拓等、さらなる取り組みが期待される」  
 子どもの安全を最優先して方針を決めている一方で、里親委託や施設入所措置と判断されたケースについて、県内で子どもの受け入れが難しい状況が続いており、結果として一時保護所での生活が長期化していることや、一時保護所の定員超過が慢性化している状況は改善が急務である。引き続き、早期の里親委託や施設入所措置に努めるとともに、県内にとどまらず受け入れ先を開拓し、子どもが安全・安心に暮らせる環境を確保していくことが期待される。

## 実施状況

【判断基準】 ごとに、○（できている）、△（できていないところがある）、×（できていない）のいずれかを選択

## 評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取り組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

## ⑤第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童相談所）

### 共通評価基準（65項目）

#### 評価項目（4項目）Ⅰ 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	b
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
児童福祉司や児童心理司が、それぞれ面接場面で子どもが安心感を抱くことができ、丁寧な説明により理解が進むように取り組んでいる他、研修の機会で自己研鑽している。ただし、経験年数が少ない職員が多く、専門的なスキルが十分習得できていないことが課題である。今後、ロールプレイ等で面接技法を習得する取り組みをさらに強化し、専門性を高めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	b
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	△
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	△
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】	
虐待の4類型について、幼児や小学校低学年児童にイラスト付きの図解を用いて説明する等、工夫している。また、子どもが職員以外に、弁護士や保健師等と関わる場面も必要に応じて用意している。なお、里親措置児へ子どもの権利ノートを渡していないことが課題となっている他、アドボカシーの具体的な実践方法が確立されていないため、今後、整備していくことが望まれる。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか</b>	a
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
<b>【コメント】</b>	
里親委託や施設入所を想定している場合に、弁護士の協力も得つつ、予め子どもの意見表明の機会を用意する等、子どもの気持ちを尊重した方針決定となるように努めている。また、ライフストーリーワーク等を実施して、子ども自身がこれまでの生活と今後の生活についての理解が進むように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか</b>	b
[No. 11]必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 12]子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 13]子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 14]子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	×
<b>【コメント】</b>	
援助方針会議等で話し合う際に、子ども本人が望んでいることを職員間で共有しながら進めている。なお、子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合は、実情を丁寧に子どもへ説明して理解を得る形で進めている一方、児童福祉審議会を活用するかどうかまでは検討していないため、実績がない状況となっている。今後、児童福祉審議会の意見聴取について、一連のしくみの中に位置付けていくことが望まれる。	

## 評価項目（8項目）Ⅱ 児童相談所の組織

### ○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 15] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 16] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 17] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 18] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	△
【コメント】	
児童相談所の役割や機能にもとづいた組織体制となるように、里親支援班や緊急支援班等を設置している他、夜間の電話対応を民間委託したり、休日の輪番体制等を通して、相談対応等がスムーズに行えるようにしている。なお、緊急の場合に職員が夜間に勤務したり、夜間や休日に管理職が自宅待機することについて負担が大きい状況がうかがえる。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	b
[No. 19] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 20] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 21] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	△
[No. 22] 職員間での情報共有が図られている	△
【コメント】	
相談受付から援助までの流れはマニュアル化されており、各職員が理解し行動できる体制を整えている。一方で、勤務経験の少ない職員が多いため、2、3年目の職員が指導的な立場を求められる状況となっている。また、報告・連絡・相談の基準が曖昧で職員が一人で抱え込む状況もみられているため、情報共有の方法をより明確にしていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 23] 適正な就業状況が確保されている	○
[No. 24] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 25] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	△
【コメント】	
時間外勤務の現状を分析して改善に努めたり、年次有給休暇や時短勤務、育休の取得を促進する等、働きやすい職場環境作りに取り組んでいる。一方で、他の事業所と合築のため、面接室等を確保することが難しいことや、トイレの数が少ないこと、執務室が狭隘であること等、ハード面について職員が安心・安全に働ける環境とは言い難い状況となっている。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	b
[No. 26] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 27] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
[No. 28] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	△
【コメント】	
子どもの意見表明や権利擁護、28条ケースについて等のプロジェクトチームを組織し、集中して検討を進める取り組みが行われている。また、班会議や担当者会議、FAQ等で改善項目を抽出してリーダー会議で検討するしくみも機能している。ただし、改めて業務手順等を定期的に見直すしくみが確立されていないことや、市による定期的な業務監査の実施が望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No. 29] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 30] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 31] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No. 32] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】	
職員に必要な研修について、千葉県と合同で計画的に進めている他、所内研修についてもテーマと時期を定めて実施している。なお、職員の専門性を高めるために、職員一人ひとりに焦点を当てた個別研修計画を作成したり、実際に専門性が身についているかを確認するしくみは明確になっていないため、今後、整備していくことが期待される。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	b
[No. 33] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	△
[No. 34] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する等で、適切な管理方法について職員間の共通理解を深めている。書類が膨大で、かつ、各職員がパソコン端末を使用して情報を取り扱っている中、退勤時に机上に個人情報が含まれる書類を置かないこと等の徹底を図っている。なお、執務室に外部の者が立ち入らない形で運営している中で、廊下に出るドアの開閉時に他者の視線が入る状況や、離席時のパソコン画面のシャットオフの徹底等が課題となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	b
[No. 35] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 36] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	△
[No. 37] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	△
[No. 38] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成方法は標準化されており、各職員へ周知して業務を進めている。なお、終結やケース移管等の際に、主査が児童記録の内容をチェックする場面がある一方で、日頃、職員が作成した記録を上司が確認して決裁するしくみが明確になっていないため、今後、記録の種類について決裁方法等を定め、管理していくことが期待される。	

○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		第三者 評価結果
【評価項目12】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか		a
[No. 39] 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている		○
【コメント】		
関係先の会議への積極的に参加して児童相談所の現状等を説明している他、警察や教育関係、民生委員等、年間を通して依頼に応じて、児童虐待や児童相談所の業務等について説明する機会を持ちながら、理解促進を図っている。		

### 評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応		第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか		b
[No. 40] 適切な相談受付の体制が確保されている		○
[No. 41] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている		△
【コメント】		
相談者の状況に合わせて、アクセスしやすい公共施設で面接を行ったり、家庭を訪問して相談を受ける等、柔軟に対応している。なお、母国語が日本語ではない場合の対応については、IT機器の活用等で進めているが、通訳等の用意が円滑に進まない状況や、聴覚障害のある場合の手話通訳の用意についても、迅速な対応が難しい場面がみられる。		

	第三者 評価結果
【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 42] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 43] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 44] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】 相談者や通告者からの相談があった場合の対応方法や記録の取り方が標準化されており、それぞれ担当職員が業務遂行しつつ、適宜、関係機関へ連絡をとり、必要な情報収集を進めている。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 45] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 46] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 47] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 48] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 49] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】 受理会議の進め方が明確となっており、すべてのケースについて受理会議を開催し検討・判断している。また、緊急支援班を設置して運営していることで、子どもの安全確認の必要性の判断はもとより、記録の取り方や方針の立て方等が円滑に進められている。	

	第三者 評価結果
【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 50] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】 休日や夜間の指揮当番の職員、および、当番管理職を明確にして対応する等、受理したケースの確認手続きについて、予め所定の流れを設定して進めている。	

○子どもの安全確認・安全確保		第三者 評価結果
【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか		a
[No. 51] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている		○
[No. 52] 目視による安全確認が実施されている		○
[No. 53] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている		○
[No. 54] 安全確認が適切な体制で実施されている		○
[No. 55] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている		○
[No. 56] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている		○
【コメント】 通告受理後の子どもの安全確認・安全確保の実施方法が明確となっており、目視や家庭訪問、警察等の関係機関との連携方法、48時間を越えた場合の対応方法等、それぞれ適切な対応となるように取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか		a
[No. 57] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている		○
【コメント】 安全確保の緊急性はもとより、子どもの希望も含めて保護しており、一時保護所の定員が超過していても迷わず保護する姿勢を貫く形で、適切かつ迅速な対応に努めている。		

		第三者 評価結果
【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか		a
[No. 58] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている		○
【コメント】 通告受理や初期調査等の記録の方法が標準化されており、子どもの安全確認・安全確保の妥当性も含めて、記録を通して確認できる形で作成・保管している。		



○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 59] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 60] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
児童福祉司、児童心理司ともに、所定の様式に情報を入力して調査結果を作成しながら、必要な情報の把握に取り組んでいる。また、担当職員に加えて、主査や先輩職員等がフォローしながら調査を進め、関係機関から得た情報等も含めて、アセスメントの際に活用できる情報を記録している。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか	b
[No. 61] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 62] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	△
[No. 63] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 64] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 65] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
所定のアセスメント項目に沿う形で、適宜、専門職や関係機関からの意見を把握して検討を行い、記録に残している。なお、市区町村や関係機関とアセスメントシートが共有されていないことが課題であるため、今後、一緒に検討する機会を用意する等の取り組みが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目22】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 66] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	△
[No. 67] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 69] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
転居ケースでの情報のやり取りやアセスメント方法等は統一されたルールに基づき行われている。なお、特定妊婦に関するアセスメントは、区の健康課（母子保健担当課）で行われているため、児童相談所としてのシートは用意されていない。	

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	b
[No. 70] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 71] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	△
[No. 72] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	△
[No. 73] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
定例での援助方針会議は行われており、一時保護や家庭復帰のケースなどは頻度が決められている。一方、医師や弁護士等が個別のケースについての対応に当たっているため、援助方針会議の参加メンバーとはなっていない。今後、必要な時に会議への提案ができるよう、児童相談所としての仕組みづくりが望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	b
[No. 74] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	△
[No. 75] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 76] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	△
[No. 77] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 78] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 79] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	×
[No. 80] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
関係機関からの意見を聴取しているが、詳細まで聴取してなく、不十分な状況である。また、措置先の児童養護施設や乳児院に空きがないため、一時保護期間の長期化により、適切な援助方針が選択できないことが課題となっている。なお、児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針を決定する取り組みは行われていない。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 援助方針の内容は適切か	b
[No. 81] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 82] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 83] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 84] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	△
【コメント】	
援助方針の見直し時期は決まっているが、他業務の優先度の高さにより、見直しが後手に回っている。但し、子どもの家族を基盤にして援助方針を立て、それを家族や子どもに押し付けず、子どもに関わる当事者の意向を反映しようとしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	b
[No. 85] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	△
[No. 86] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	△
[No. 88] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
援助方針を児童相談所と区で検討する際に、子どもや家族の目先の対応に焦点化されてしまい、援助方針をさらに深めるための機会を得られていないと言いきつい状況もみられる。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	b
[No. 90] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	△
[No. 91] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 92] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
児童福祉司の経験の差、あるいはケースの対応の難しさの差等、職員とケースによって在宅指導の計画の差につながっている。特に一定期間の指導により終結することを想定されたケースについては、親の特性により計画化しきれない事情がある。研修の機会を通じ、職員の指導力を向上させ、ケース数の多さにも対応できる体制が期待される。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	b
[No. 93]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	△
[No. 94]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	△
【コメント】 主査が進行管理を行い、データベースに反映させている。管理職と共に進行管理状況について確認する機会を設定しているが、再アセスメントはまだ完全に行っているとは言えない状態となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 95]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】 一時保護後の状況については、区との連携を中心として情報共有を行っており、一定の頻度で実施されている。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 96]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 97]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】 児童相談所の変更に関しては家庭支援班が担っている。市外転居後も次の管轄児童相談所に引き継ぐまでは見守りを行っている。遠方であっても訪問して面接を行っており、OJTとしても機能している。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 98] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 99] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 100] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 101] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
転居後1ヶ月以内に移管を実施するというルールは、日程調整のために超過することもあるが、原則実施すべきという認識を人材育成の中で共有している。事前協議の段階では指導内容についてのすり合わせを丁寧に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	b
[No. 102] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 103] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 104] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	△
[No. 105] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	△
【コメント】	
他自治体の児童相談所から一報が入った場合、緊急性が高いケースの場合は即時の緊急会議を開催しているが、それ以外は開催されていない。引き継ぎで受けた支援方針を見直すのではなく、一定の関わりの期間、流れの中で再検討を図っている。そのため、1ヶ月の時点で見直しを行う仕組みとはなっていない。	

#### 評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

##### ○ 援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	b
[No. 106] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 107] 措置先の選定は適切に行われている	△
[No. 108] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	△
【コメント】	
措置先の施設の空きがなく、措置は空き状況が優先されて決定されやすい。施設の空きがあれば、援助方針を決める際に、子どもの状況に応じた施設を選択することができるが難しい状況となっている。そのことが経験の浅い職員には無力感につながる可能性もあるため、職員が施設を訪問する等で、現状の理解を深めていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 109] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 110] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 111] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
里親には自立支援計画の策定は求めず、里親担当者が検討をして、里親と共に「里親養育計画」を立案している。東部児童相談所には里親支援班が配置され、家庭支援班と共に可能な限り、担当の変更を行わず、関わり続けられるように体制づくりを進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 112] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 113] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
措置先の施設が決定した後、施設職員との面会を行い、施設の説明や子どもからの質問を行えるようにしている。施設入所前の施設見学については、児童養護施設への措置の場合は全て実施している。	

### ○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	b
[No. 114] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 115] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	△
[No. 116] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
最低限のルールとして、夏休み期間中に1回訪問を行うことになっている。またケースの状況に応じて面会を行っている。施設措置ケースは子どもの様子を把握してはいるが、施設が支援を提供するため、児童相談所の関りはやや弱めになっている。児童家庭支援センターとのやり取りについても、今後、連携等のさらなる充実が期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか	b
[No. 117] 定期的に援助方針の見直しを行っている	△
[No. 118] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	△
【コメント】	
援助方針の見直しの時期について、明確なルールとして決まっていない。また、施設が提出する自立支援計画票等を見たうえでの助言になっていないこともある。自立支援計画に基づき、児童相談所としてどのような援助方針を提起できるかについて考える機会等の充実が期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	b
[No. 119] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	△
[No. 120] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】	
施設からの自立支援計画票を受け取るも、確認する程度になっていることがあり、施設の支援、また自立支援計画に重点が置かれていないこともある。施設支援を安定化させていくために、職員が関与することも検討中とのことだが、今後を期待したい。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 121] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 122] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 123] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 124] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
面会・通信制限はその決定方法も含めて、今年度ワーキンググループにより検討を重ねている。また、以前よりも制限の必要性の判断は厳格化しており、制限の方法や手続きには一定の基準を設定することが必要であると考え、「28条等措置児童に対する行動制限の研究」といった形のワーキンググループだけでなく、「一時保護児童の所持物の保管に関する規定ワーキンググループ」でも検討を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 125] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 126] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】 施設と里親では児童相談所の指導も異なることを前提に、里親には児童相談所と共に子どもたちのことを考えていくという立場を大切にする姿勢を共有化しようとしている。また千葉市のフォスタリングに関しては、支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童相談所を中心に様々な検討を進めている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 128] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 129] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】 措置解除と同等のアセスメント、チェックリストを使用して一時帰宅の判断をしているが、一時帰宅のマニュアル化は非常に難しい。家庭復帰のマニュアルの一部として策定することが必要であると考えて、子どもの意向を尊重する一時帰宅に近づけていく姿勢がある。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 130] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 131] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 132] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 133] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】 終結は援助方針会議で明確な理由の下、実施されている。また子どもそれぞれに対しても一時保護開始時や家庭復帰時等、生活に変化が生じる際には全て子どもに説明をするという原則をもって対応するようにしている。	



	第三者 評価結果
【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 134] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 135] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
18歳以降の支援体制は、千葉市の引きこもり対策も含め、その支援機関との連携を丁寧にするようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	b
[No. 136] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	△
[No. 137] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	△
[No. 138] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
職員アンケートでは再発、再通告ケースが増えているのではないかと回答も見られたが、通告が再度行われていても、その方がケースを見落とさないと捉えることが重要と取り組んでいる。また、ヒヤリハットの発見を増やしていくことがケアの質を高めることにつながると考えて取り組んでいる。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 139] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 140] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 141] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】	
児童自立生活援助対象の子どもは、意向を確認し必要性を援助方針会議で検討し決定している。自立援助ホーム入所後は、必要に応じて民間支援団体にアフターケア事業を委託している。子どもの状況に変化がある時等に、委託した支援コーディネーター等より連絡を受けて、担当児童福祉司が面接や訪問等の必要な支援をしている。解除の際は、子どもに自立に向けて必要な情報を伝え、民間支援コーディネーターと協働して対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目46】 18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 142] 18歳以上の未成年に対し、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
18歳以上の成年及び社会的養護を解除された成年が自立援助ホームの利用を希望した際は、自立へ向けての課題等の必要性を成年が理解できるように丁寧に伝え、必要な支援につなげている。施設入所中の子どもの措置延長については、子どもの自活・自立力等を施設と協議して、必要性を判断して対応している。	

## 評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

### ○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 143] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 144] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 145] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 146] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】	
家庭養護を推進するために、フォスタリング機関と連携して取り組んでいる。当所の里親支援班で里親支援をしている。養育里親の新規開拓から委託支援までを主にフォスタリング機関が対応している。里親制度推進の広報活動は、市内の施設等でのパネル展示やラジオ、Twitterでの制度、イベントの案内、里親体験発表会等、当所里親支援班とフォスタリング機関が協働して行っている。里親の専門性の向上に向けた研修も実施している。また、里親の登録・認定の判断、名簿管理等も適切に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	b
[No. 147] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	△
【コメント】	
里親希望者の対応は、養子縁組希望の里親は里親支援班で対応し、養育里親はフォスタリング機関で対応している。里親支援班、フォスタリング機関で必要な調査等を行っているが、受理会議を実施しておらず、ケースの把握等の組織的な周知のために受理会議での協議を求めたい。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 148] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 149] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 150] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 151] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組希望者の相談対応は里親支援班で行っている。面接は里親支援班職員2名体制で必要な説明を十分にしている。養子縁組希望者には、「子どもの最善の利益のために」を伝え、里親家庭の事情等を優先して里親希望しないよう理解を求めている。子どもの実親の対応は、子ども担当児童福祉司が養育環境等を調査し、実親の同意を得ている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	b
[No. 152] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	△
【コメント】	
養子縁組成立後は、里親支援班が中心となり、6か月は継続指導等として訪問等で様子を確認している。なお、子どもの養育等での相談があれば、主訴に応じて心理支援等を継続的に行っている。支援終了後の継続的なフォローのシステムがなく、他の支援機関につなぐことができていない。	

	第三者 評価結果
【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	b
[No. 153] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	△
[No. 154] 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている	△
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	△
[No. 156] 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている	—
【コメント】	
民間あっせん機関による養子縁組については、養育者が同居児童の届け出を提出し、区から受けた市が当所へ情報提供している。当所では、担当児童福祉司を決めて訪問調査をし養育状況を確認するが関りは限られている。民間あっせん機関が事業廃止した例はなく、所管は当所ではなく市の該当部所が担当している。	

評価項目（5項目） VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか	b
[No. 157] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
【コメント】	
専門的な技能によるインテークや面接ができるよう、所内専門研修で面接技法や家庭援助技術等の習得をしている。また、外部研修も計画的に参加しており、専門性を高める取り組みをしている。なお、全職員が専門的な技能を基に対応ができるレベルには至っていない。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 158] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 159] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 160] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 161] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】	
保護者への説明は、ホワイトボードを使う等で、面接内容をわかりやすいように工夫している。保護者が日本語が理解できない時は、通訳を頼んだり母国語訳された説明の文書を使用する等で、適切に伝達できるよう対応している。援助過程や援助方針決定前等には、保護者からの意向や意見を聴いている。	

	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	b
[No. 162] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 163] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	×
【コメント】	
必要な場面において、子どもの最善の利益が図れるよう保護者の理解・同意を得るよう努めている。外国籍の保護者に対して、文化的背景や宗教の違い等が十分に考慮されているとはいえないとしている。保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合等は、「児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされている。援助決定の客観性の確保と専門性の向上を図り、子どもの最善の利益を確保するために、諮問することを求めたい。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	b
[No. 164] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	△
[No. 165] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
在宅支援中であり、保護者に対し支援を必要とするケースは、継続指導又は児童福祉司指導として家庭訪問や通所指導等を実施している。但し、中長期の具体的な計画は立てられていない。保護者が指導・勧告に従わない時は、必要な措置を担当児童福祉司から提案し、援助方針会議で判断し決定している。また、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある際には、一時保護等で子どもの福祉を守っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	b
[No. 166] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	△
[No. 167] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	△
【コメント】	
家庭復帰に向けて対応しているケースには、支援計画を作成し家庭復帰支援をしている。しかし、保護者との連絡が十分に取れなかったり、課題が共有できない等のケースでは、対応策が一貫しているとは言い難い現状である。	

## 評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築	第三者 評価結果
【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 168] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 169] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
市の3区の行政区（中央区、若葉区、緑区）を担当し、丁寧に対応することに努めている。区との役割分担については、ケースバイケースで対応している現状である。来年度初めには管轄する全区で子ども家庭総合支援拠点が整備されるので、一緒に業務を進める観点で、役割分担等をマニュアルによって明確にしていきたいとしている。関係機関との関係は、警察との連絡協議会を年1回定期的に開催し、検察庁主催の児童虐待に関する意見交換会に年4回参加して、連携強化に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	b
[No. 170] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	△
[No. 171] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	△
【コメント】	
児童相談所で行われる研修会等に、区の職員等が参加しやすいように呼びかけ出席している。役割分担や連携方法等については、一部の区と話し合いを始めており、来年度は全区で協議していく予定である。相互交流し相互理解を深めるために、区職員の当所援助方針会議の参加と区援助方針会議へ当所職員が参加する取り組みに期待したい。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 172] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 173] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
区からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応している。また、日常的な相談や援助依頼等に対しても適切に対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	b
[No. 174] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	△
[No. 175] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 176] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	△
[No. 177] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
区が行う相談対応・調査・指導において、当所は要対協実務者会議・個別ケース会議や同行訪問等で助言しているが、区の側で当所に対しどんな期待と関与を求めているかの情報が十分に把握できていない。区からの援助依頼等で、ケースによっては区で判断してもらいたいという場合があり、後方支援という視点には立ちにくいとしている。児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業は、市子ども家庭支援課においても実施している。子ども家庭総合支援拠点については、3区が設置されており令和6年4月には残りの3区に設置される予定となっている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

第三者  
評価結果

【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか

a

[No. 178] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している

○

[No. 179] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている

○

[No. 180] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている

○

【コメント】

地域のネットワークを構築し、支援力の向上のために要対協があり、当所はその目標のために中核となる役割を認識している。要対協の個別ケース検討会議でも必要な助言をしている。要対協が調整機関として期待する役割を果たせるよう、適宜必要な助言・指導等を行っている。

第三者  
評価結果

【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか

b

[No. 181] 適切な内容・頻度で研修を実施している

○

[No. 182] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている

△

【コメント】

区職員向けの「虐待の対応について」の研修を開催している。研修以外の資質向上の取り組みが少ない状況となっており、次年度から弁護士の法律相談に区が相談できるよう検討している。市職員として当所から区、区から当所への人事異動があり、人的交流が資質向上につながっている。

○都道府県児童福祉審議会との連携

第三者  
評価結果

【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか

b

[No. 183] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している

×

[No. 184] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている

△

[No. 185] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている

×

【コメント】

保護者から施設入所の同意がもらえないケース等は、家庭裁判所へ申し立てしているが、今後は事前に児童福祉審議会に意見の聴取をして活用していきたいとしている。児童福祉審議会に意見を求める際には、子どもや保護者等に対して説明していないので、適切な対応を求めたい。

第三者  
評価結果

【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか

b

[No. 186] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている

△

【コメント】

児童福祉審議会には、保護者からの同意のない2ヶ月を超える一時保護ケースは報告している。その他の報告についてや意見を求める内容等について、整備を進めていくことが期待される。



○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 187] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	△
[No. 188] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 189] 巡回相談が適切に行われている	○
[No. 190] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 191] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】	
ひきこもり等の状態にある子どもの相談は、市のひきこもり地域支援センター等につないでいる。巡回相談は区の1歳半、3歳児検診の要支援の子どもに、当所児童心理司が出向き心理面接等をしている。障害児支援は、言語聴覚士が言語の発達に課題があったり、発音等の支援が地域で行えない等の子どもに対して、査定を行ったり言語訓練等を実施している。療育手帳にかかわる判定事務等は、西部児童相談所の診断支援班で対応している。	